

諮問日：平成28年6月24日（平成28年度（情）諮問第4号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（情）答申第9号）

件名：東京高等裁判所長官の事務引継書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年4月7日の東京高裁長官交代時の事務引継書（添付書類を含む。）」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「東京高裁長官が交代した場合、どこに挨拶回りをすることになっているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年5月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

(1) 本件開示申出文書1について

高等裁判所長官の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、どのような引継ぎを行うかは、引き継ぐべき事項の内容、性質等を勘案して前任者が決めており、引継ぎのためにそもそも文書を作成するか否か、仮に作成するとしてどのような文書を作成するかについても、あげて前任者個人の判断に委ねられている。

原判断庁の説明によると、東京高等裁判所長官の交代時においては、後任者が最高裁判所事務総長であったところ、最高裁判所と東京高等裁判所の各庁舎は近接した場所に位置しているため移動が容易であり、事務引継ぎは前任者から後任者へ口頭で行われ、事務引継書は作成していないとのことであって、申出に係る文書の性質に照らすと、原判断庁の説明は合理的である。

したがって、本件開示申出文書1について、開示申出時点において司法行政文書として作成し、又は取得したものは存在しない。

(2) 本件開示申出文書2について

原判断庁の説明によると、東京高等裁判所長官交代時の挨拶回り先については、長官の希望を踏まえ、異動の都度、適宜行われており、決まった訪問先は存在しないため、本件開示申出文書2を作成する必要はなく、かつ作成しなくても支障は生じないとのことであり、実際に、直近の東京高等裁判所長官の交代時の挨拶先についても、長官の希望を踏まえ、挨拶先の都合や各種行事の日程等諸々の事情を考慮して、いどこに挨拶回りに行くかを確定したとのことであって、当該説明は合理的である。

したがって、本件開示申出文書2について、開示申出時点において司法行政文書として作成し、又は取得したものは存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年6月24日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月11日 審議
- ④ 同年9月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書1について

本件開示申出文書1は、平成28年4月7日の東京高等裁判所長官交代時の事務引継書である。

最高裁判所事務総長は、東京高等裁判所長官の交代時においては、後任者が最高裁判所事務総長であったところ、最高裁判所と東京高等裁判所の各庁舎は近接した場所に位置しているため、事務引継ぎは前任者から後任者へ口頭で行われ、事務引継書を作成していないと説明する。

前任者と最高裁判所事務総長であった後任者とが口頭で事務の引継ぎを行うことができたとする上記説明は、最高裁判所と東京高等裁判所の地理的關係に照らせば不合理とはいえない。また、高等裁判所長官が行う事務の内容からすれば、具体的な事務については、当該高等裁判所の職員から補充の説明を受けることがふさわしいものが少なくないとも考えられ、それにより事務に支障が生じるような事情もうかがわれない。

そうすると、高等裁判所長官の交代に伴い事務引継書を作成することを予定するような定めはなく、他に、事務引継書が作成されていることをうかがわせる具体的な事情がないことも併せ考慮すれば、本件開示申出文書1を作成していないとする上記説明は、合理的であるということができ、東京高等裁判所において、本件開示申出文書1を保有していないものと認められる。

2 本件開示申出文書2について

本件開示申出文書2は、東京高等裁判所長官が交代した場合、どこに挨拶回りをすることになっているかが分かる文書である。

この点については、当委員会が平成28年度（最情）答申第27号において

判断したところと同様の理由により，東京高等裁判所において，本件開示申出文書2を保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから，本件各開示申出文書を作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，東京高等裁判所においてこれらを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人